

国立大学法人電気通信大学教育研究評議会規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成18年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 1月20日

平成28年 3月31日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「法人」という。）の教育研究評議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 学長が指名する副学長（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第4項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者を定めた場合は、そのうち1人以上を指名するものとする。）
 - (4) 情報理工学域長
 - (5) 大学院情報理工学研究科長
 - (6) 大学院情報理工学研究科から選出され学長が指名する教授 4人
 - (7) 組織規則第18条の3第2項、第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に定める各センターの長で当該組織の専任の教授である者のうちから学長が指名する者 1人
- 2 前項第6号及び第7号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（法人が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）

- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 学域、類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (10) その他電気通信大学の教育研究に関する重要事項
（会議の運営）

第4条 学長は、教育研究評議会を主宰し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した評議員がその職務を代行する。
（会議の開催）

第5条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
（議事）

第6条 教育研究評議会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第4号に規定する事項については、出席評議員の3分の2以上をもって決するものとする。
（構成員以外の者の出席）

- 第7条 第2条第1項第2号により学長に指名された理事以外の理事、監事、第2条第1項第3号により学長に指名された副学長以外の副学長及び附属図書館長は、常時教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。
- 2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項の者以外の者を教育研究評議会に出席させて、意見を聴くことができる。
（事務）

第8条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。
（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第2条第1項第5号および第6号の規定により最初に指名された

評議員の任期は同条第2項の規定にかかわらず、当該評議員の属する学部又は研究科の長の申出に基づき、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。